

# 申告書の記入の仕方

## 令和2年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

【表1 給与所得】

A(万円 給与の金額)	円	所得額	円
～650,999			0
651,000～1,618,999		A-650,000	
1,619,000～1,619,999		969,000	
1,620,000～1,621,999		970,000	
1,622,000～1,623,999		972,000	
1,624,000～1,627,999		974,000	
1,628,000～1,799,999	B	B×2.4	
1,800,000～3,599,999	A÷4(千円未満端数切捨て)	B×2.8-18万	
3,600,000～6,599,999	1,000円	B×3.2-54万	
6,600,000～9,999,999		A×0.9-1,200,000	
10,000,000～		A-2,200,000	

【表2 公的年金雑所得】

A(キ 公的年金等の金額)	円	所得額	円
昭和30年1月2日以降生まれ(65歳未満)			
～700,000		0	
700,001～1,299,999		A-700,000	
1,300,000～4,099,999		A×0.75-375,000	
4,100,000～7,699,999		A×0.85-785,000	
7,700,000～		A×0.95-1,555,000	
昭和30年1月1日以前生まれ(65歳以上)			
～1,200,000		0	
1,200,001～3,299,999		A-1,200,000	
3,300,000～4,099,999		A×0.75-375,000	
4,100,000～7,699,999		A×0.85-785,000	
7,700,000～		A×0.95-1,555,000	

【表3 生命保険料控除】

A(⑭新生命保険、新個人年金、介護医療保険の支払額)	円	C 控除額	円
～12,000		Aの全額	
12,001～32,000		A×0.5+6,000	
32,001～56,000		A×0.25+14,000	
56,000超		一律 28,000	
B(⑮旧生命保険、旧個人年金の支払額)	円	D 控除額	円
～15,000		Aの全額	
15,001～40,000		A×0.5+7,500	
40,001～70,000		A×0.25+17,500	
70,000超		一律 35,000	

【表4 地震保険料控除】

A(⑮地震保険料支払額)	円	C 控除額	円
～50,000		A×0.5	
50,000超		一律 25,000	
B(⑯旧長期損害保険料支払額)	円	D 控除額	円
～5,000		Bの全額	
5,001～15,000		B×0.5+2,500	
15,000超		一律 10,000	

【表5 寡婦控除】

要件	控除額
1 夫と死別又は離別後婚姻していないで、生計を一にする子または扶養親族のある人	26万円
2 夫と死別後婚姻していない人で、かつ合計所得が500万円以下の人	
夫と離別又は死別後婚姻していない人で、扶養親族の子があり、かつ合計所得が500万円以下の人	30万円

【表6 寡夫控除】

要件	控除額
妻と離別又は死別後婚姻していない人で生計を一にする子があり、かつ合計所得が500万円以下の人	26万円

【表7 勤労学生控除】

要件	控除額
合計所得が65万円以下で、その所得のうち不動産所得等の勤労によらない所得が10万円以下の人	26万円

【表8 障害者控除】

要件	控除額
精神障害者保健福祉手帳 2級以下療育手帳 B 身体障害者手帳 3級以下 等	26万円
精神障害者保健福祉手帳 1級療育手帳 A 身体障害者手帳 1,2級 等	30万円
精神障害者保健福祉手帳 1級療育手帳 A 身体障害者手帳 1,2級 等で同居の人	53万円

【表9 配偶者控除】

控除対象配偶者の区分 (合計所得が38万円以下で、かつ事業専従者になっていない人)	控除額			
	合計所得金額900万円以下	合計所得金額950万円以下	合計所得金額1,000万円以下	合計所得金額1,000万円超
昭和25年1月2日以降生まれ(70歳未満)	33万円	22万円	11万円	0円
昭和25年1月1日以前生まれ(70歳以上)	38万円	26万円	12万円	

【表10 配偶者特別控除】

配偶者の所得要件	控除額			
	合計所得金額900万円以下	合計所得金額950万円以下	合計所得金額1,000万円以下	合計所得金額1,000万円超
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円	

【表11 扶養控除】

控除対象扶養親族の区分 (合計所得が38万円以下で、かつ事業専従者になっていない人)	控除額
H13.1.2～H16.1.1生まれ(16～18歳)の人 S25.1.2～H9.1.1生まれ(23～69歳)の人	33万円
H9.1.2～H13.1.1生まれ(19～22歳)の人	45万円
S25.1.1以前生まれ(70歳以上)の人	38万円
S25.1.1以前生まれ(70歳以上)で同居の人 ※本人又は配偶者の父母、祖父母	45万円

1 基本情報

大牟田市市長様

〒816-0000 大牟田市 有明町2丁目3番地

提出年月日 年 月 日 氏名 大牟田 太郎

生年 明治・大正 昭和・平成 年月日 世帯主の氏名

続柄

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除

⑪ 医療費控除

⑫ 社会保険料控除

⑭ 生命保険料控除

⑮ 地震保険料控除

⑯～⑰ 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除

⑱ 障害者控除

⑲～⑳ 配偶者控除 配偶者特別控除

21 扶養控除

表11を参照して控除対象である扶養親族がいる場合はこの欄に氏名、個人番号と生年月日等を記入します

※別居の扶養親族がいる場合は裏面14にも記入します

16歳未満の扶養親族

表11を参照して控除対象でない16歳未満の扶養親族がいる場合はこの欄に氏名、個人番号と生年月日等を記入します

※別居の扶養親族がいる場合は裏面14にも記入します

3 給与・公的年金に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から天引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

分離課税に係る所得がある方は、大牟田市役所 税務課までご連絡ください。

4 収入金額等

5 所得金額

6 所得から差し引かれる金額

事業 営業等 ア 裏面9の営業等に該当する収入金額の合計を記入

農業 イ 裏面9の農業に該当する収入金額の合計を記入

不動産 ウ 裏面9の不動産に該当する収入金額の合計を記入

利子 エ

配当 オ 裏面10の収入金額の合計を記入

給与 カ 裏面7の各支払額の合計を記入

雑給 公的年金等 キ 裏面2の収入金額の合計を記入

その他 ク 裏面11の収入金額の合計を記入

短期 ケ 裏面12の所得金額のイを記入

長期 コ 裏面12の所得金額のロを記入

一時 サ 裏面12の所得金額のハを記入

事業 営業等 ① 裏面9の営業等に該当する(収入金額-必要経費)の合計を記入

農業 ② 裏面9の農業に該当する(収入金額-必要経費)の合計を記入

不動産 ③ 裏面9の不動産に該当する(収入金額-必要経費)の合計を記入

利子 ④

配当 ⑤ 裏面10の(収入金額-必要経費)の合計を記入

給与 ⑥ 表1により換算した所得額を記入

雑給 ⑦ 表2により換算した所得額+「裏面11の(収入金額-必要経費)の合計」を記入

総合譲渡・一時 ⑧ 裏面12の所得金額のニを記入

合計(①～⑧の合計) ⑨ ①から⑧までの合計金額を記入

雑損控除 ⑩ 左表2の⑩を記入後、算出した控除額を記入

医療費控除 ⑪ 左表2の⑪を記入後、算出した控除額を記入

社会保険料控除 ⑫ 左表2の⑫の支払保険料の合計を記入

小規模企業共済等掛金控除 ⑬ 小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法に基づく掛金又は心身障害者扶養共済制度に係る掛金等も記入

生命保険料控除 ⑭ 左表2の⑭に記入後、表3により計算した控除額(C+D)を記入

地震保険料控除 ⑮ 左表2の⑮に記入後、表4により計算した控除額(C+D)を記入

寡婦(寡夫)控除 ⑯ 左表2の⑯に記入後、表5または表6による控除額を記入

勤労学生・障害者控除 ⑰～⑱ 左表2の⑰及び⑱に記入後、表7及び表8による控除額を記入

配偶者控除 ⑲ 左表2の⑲～⑳に記入後、表9による控除額を記入

配偶者特別控除 ⑳ 左表2の㉑～㉒に記入後、表10による控除額を記入

扶養控除 ㉑ 左表2の㉑の扶養控除額の合計を記入

基礎控除 ㉒ 330,000

合計(⑩～㉒の合計) ㉓ ⑩から㉒までの合計金額を記入

地方税法附則第4条の4(スイッチOTC薬控除)の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

7 給与収入の内訳

勤務先名	
支払額	円
源泉徴収税額	円
勤務先名	
支払額	円
源泉徴収税額	円
勤務先	
支払額	円
源泉徴収税額	円

8 公的年金等収入の内訳

公的年金等	
支払額	円
源泉徴収税額	円
公的年金等	
支払額	円
源泉徴収税額	円
公的年金等	
支払額	円
源泉徴収税額	円

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円		円	円	円
	長期				円	円
一時					円	円
					合計	円

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

13 事業専従者に関する事項

1	氏名	続柄	生年月日	
	個人番号			従事月数 月
2	氏名	続柄	生年月日	控除額
	個人番号			従事月数 月
3	氏名	続柄	生年月日	控除額
	個人番号			従事月数 月

14 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名	続柄	生年月日	住所
	個人番号			
2	氏名	続柄	生年月日	住所
	個人番号			
3	氏名	続柄	生年月日	住所
	個人番号			

15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含み、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額	円
株式等譲渡所得割額	円

17 事業税に関する事項

非課税所得など番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止 月 日
□ 他都道府県の事務所等	

9 事業・不動産所得に関する事項(収支内訳書を作成後記入して下さい)

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

10 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支配確定年月	収入金額	必要経費
		円	円

11 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

16 寄附金に関する事項

寄付金内訳	寄付先	寄付金額
都道府県、市区町村分		円
住所地の共同募金会、日赤支部会		円
条例指定分	都道府県 市区町村	円

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄付した金額を記入してください。(税額控除のため、表面への記載はありません。)領収書は、必ず添付して下さい。

18 非課税該当する出

学生 家族 (扶養・援助含む)	病气
生活保護 失業手当 遺族年金 障害年金	
その他[福祉手当 預金 借入金 その他( )]	

19 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

20 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

21 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

22 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

.....申告書記入の注意点.....

(1)申告書の表の基本情報に住所・氏名・個人番号・生年月日・電話番号を記入して下さい。代理申告の場合は右側の代理申告者の氏名・続柄・電話番号を記入して下さい。

(2)給与収入がある人  
源泉徴収票をみて、申告書の裏の7給与収入の内訳欄に必要事項を記入後、申告書の表のカと⑥に収入と所得を記入します。

(3)年金収入がある人  
源泉徴収票をみて、申告書の裏の8公的年金等の内訳欄に必要事項を記入後、申告書の表のキと⑦に収入と所得を記入します。ただし、公的年金等以外の雑所得がある人は(4)を参考にしてください。

(4)公的年金等以外の雑所得がある人  
生命保険や損害保険契約等の年金がある場合、各事業主から所得の内訳が送付されていますので、申告書の裏の11 雑所得(公的年金等以外)に関する事項欄に必要事項を記入後、収入金額を申告書の表のクへ収入金額から必要経費を引いた額と公的年金の所得額の合計を申告書の表の⑦に記入します。

(5)営業等所得・農業所得・不動産所得がある人  
収支内訳書に必要事項を記入後、申告書の裏の9 事業・不動産所得に関する事項に必要事項を記入し、申告書の表のアと①又はイと②又はウと③に記入します。なお、外交員報酬についても申告書の表の9 事業・不動産所得に関する事項に必要事項を記入してください。収支内訳書は大牟田市ホームページより印刷するか大牟田市役所税務課でお受取りください。

(6)総合譲渡・一時所得がある人  
特別控除額は、総合譲渡と一時所得にそれぞれ50万円ずつ適用されます。ただし、(収入金額-必要経費)が50万円に満たない時は、その金額を限度とします。

(7)医療費控除の適用を受ける人  
控除の対象となるのは、申告書の表の⑨の所得金額の合計が200万円以上となる場合、医療費支払額が10万円を超えた金額となりますが、⑨の金額が200万円未満の場合は“⑨×0.05”を超えた部分の金額となります。控除を受ける場合は支払領収書や保険金などで補てんされた金額のわかる明細書等が必要になります。なお、医療費控除とは住民税所得割の算定において控除する所得控除であり、支払った医療費そのものが還付となる制度ではありません。

(8)遺族年金や失業保険の給付がある人  
申告書の裏面 18非課税収入欄に記入します。

【所得の種類】

(申告書裏面の7～12の所得の種類は、下表を参照してください。)

給与	サラリーマンの給与(パート・アルバイト含む)など
雑	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらないもの
営業等	小売、販売、外交員など
農業	農業、畜産業など
不動産	地代、家賃など
配当	株式や出資金の配当など
総合譲渡	土地建物以外の資産売却など

★申告に持参していただくもの  
本人確認できる書類と個人番号が記載されている写し

①申告書 ②申告者本人の「番号確認」と「本人確認」ができるもの(代理の申告の際は、同居の3親等内の親族以外は委任状が必要) ③印鑑  
④収入金額のわかるもの(給与や年金の源泉徴収票または支払い者の証明書等)  
⑤事業所得者は収支内訳書  
⑥事業所得者は所得計算に必要な帳簿書類等  
⑦生命保険等の満期による一時払いの証明書や個人年金の支払いの証明書  
⑧諸控除に必要な保険料控除証明書または領収書(例:口座振替納付済証明書、障害者手帳等)・医療費の領収書・高額療養費や生命保険からの補てん金  
⑨日雇労働者健康保険手帳及び雇用保険等手帳  
⑩申告案内はがき(送付された人)

★申告を郵送する場合  
上記のうち、⑥は提出不要です。  
⑧のうち、障害者手帳等は氏名・等級が分かる部分のコピーを添付して下さい。  
⑨は、全てのページのコピーを添付して下さい。

※申告書の写しが必要な人は恐れ入りますが申告会場までお越しください(写しの郵送対応は行っておりません)

.....申告書記入の確認.....

- 住所、氏名、個人番号、生年月日、電話番号の記入漏れはありませんか
- 押印(氏名の欄)していますか
- 各種収入金額及び所得金額に記入漏れはありませんか
- ②所得から差し引かれる金額、の記入漏れはありませんか
- 給与と所得・年金所得がある人は源泉徴収票の内容の記入漏れはありませんか
- 医療費控除の適用を受ける人は医療費控除の計算書等を添付していますか
- 生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の適用を受ける人は生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料控除証明書を添付していますか
- 地震・旧長期保険料控除の適用を受ける人は地震・旧長期保険料控除証明書を添付していますか
- 国民年金保険料払込み分を社会保険料控除として申告する人は国民年金保険料控除証明書を添付していますか
- 寄付金控除の適用を受ける人は領収書を添付していますか

【申告書送付先】

〒836-8666  
大牟田市有明町2丁目3番地  
大牟田市役所 税務課 市民税担当 行